

第一高等中学校寄宿舎自治制導入過程の再検討（その一）

——木下広次赴任以前——

富岡 勝

はじめに

- 一 寄宿舎と兵式体操
- 二 生徒たちの反抗

はじめに

一八九〇年二月二四日、第一高等中学校では木下広次校長が、生徒の寄宿舎生活を厳しく取り締まってきた従来の監督主義を転換し、生徒たちの自治に委ねる方針を表明した^①。この寄宿舎自治制導入の経緯は、旧制高等学校教育の一側面である寄宿舎教育や生徒の自治に関する重要テーマとして、多くの先行研究で考察されてきた。なかでも代表的なものとして、関之^②、

寺崎昌男^③、宮坂広作^④、馬場宏明^⑤による研究が挙げられる。

筆者も以前、課外活動の全校的組織である校友会の成立とあわせて第一高等中学校の寄宿舎自治制の導入過程についてとりあげたことがあるが、近年の先行研究の成果と新たな史料を用いながら、この問題を再検討していきたい。

まず、主要な先行研究の整理をおこなう。寺崎昌男は一八八〇年代の高等教育の状況を概観しながら、木下に関する諸資料を活用して木下の教育思想を分析し、「第一高等中学校の自治寮制度は、明治国家が「学制」以来の業績主義的・主知主義的教育体制づくりをほぼ完成しこれに階層的構造をもつ高等教育という制度的基盤を与えた時点で、政策的意図をもってその制度内部に復活させた武士的訓育の一形態ではなかったか^⑥」という仮説を提示した。

関之は、木下広次の教養・学問観に関して、「中国の天の思想により強調されている徳義礼節と西欧の自由・自然的な理性と良心とは、先生においては、人間の普遍の原理として、統一的に把握されていたであろう」と指摘し、寄宿舎自治の西欧近代的側面から分析した。また、生徒側の重要人物として、赤沼金三郎に注目した分析をおこなった。

ただし、寺崎研究、関研究ともに、寄宿舎自治制の導入過程については、十分な分析が加えられていなかった。

宮坂広作は、木下が第一高等中学校赴任直後の一八八八年一〇月の演説では、寄宿舎自治には言及していないことに注目し、寄宿舎自治制の導入過程について、次のように指摘した。

第一演説(一八八八年一〇月の演説、富岡注)では管理主義・制裁主義が基調であり、わずかに面腹腹背の卑劣を論難するにとどまっている。籠城主義演説から自治制承認演説までの一年四カ月間のあいだに、寮運営についての木下の考え方は根本的に変化したのである。それをもたらした要因としては、寮管理主義の元締であった森文相の暗殺(一八八九年二月)と、学生たちのあいだの自治制への要求と動きをあげるべきである。とくに後者が決定的なものだった、と思われる(7)。

一方で馬場は、寄宿舎自治制導入前後に在学していた菊地謙二郎や石井八万次郎の回想文を紹介し、寄宿舎自治制の構想が、木下校長・教員・生徒たちの折衝と模索の中から浮かび上がったとして、次のように指摘した。

学校当局と生徒との間の紛争が激化してほとんど破局状態に達しており、これを何とかしようとする関係者一同のぎりの折衝と模索の中から、寄宿舎自治制の構想が浮かび上がったと推察されるのである。それゆえ自治制は、木下校長が単独で考えついた制度ではなかったと言わなければならない。ただし、同校長の勇断なくしては、自治制は到底実現しなかっただろう(8)。

馬場は、卒業生たちの回想文から、木下と生徒たちの折衝における赤沼金三郎以外の生徒たちの役割が大きかったと推測している。木下と生徒たちの折衝がおこなわれていたと考えられる一八八八年から一八八九年の時期には、赤沼金三郎は寄宿舎を離れていたため、寄宿舎をめぐる交渉の中心人物とは言えない可能性が高い。赤沼は一八八六年三月から一八九〇年二月までは下宿生活をしていた(9)。このことから、馬場の指摘は、生徒では赤沼金三郎一人に注目する宮坂の研究以上に、実態に近かったのではないかと思われる(10)。しかし、馬場の研究

も卒業生の回想に頼っている面が大きく、校内文書などにつきあわせながら詳細に検討する必要があるのではないだろうか。

筆者は、東京大学駒場博物館に所蔵されている一高関係の史料群〔1〕のなかで、木下宛の生徒・教員の意見書や、寄宿舎に関する校内文書を近年目にする事ができた。これによって、宮坂や馬場の指摘を詳細に検証することが可能となった。

これらの駒場博物館所蔵の史料は、管見では、寄宿舎自治制をめぐる先行研究でほとんどとりあげられてこなかった〔2〕。

本稿は、これらの史料を近年の先行研究の成果とあわせて活用することで、第一高等中学校における寄宿舎自治制導入の経緯とその意味を改めて考察しようとするものである。〔その一〕においては一八八八年八月の木下広次赴任以前の第一高等中学校の寄宿舎の状況を解明していく。〔その二〕においては、木下赴任後の寄宿舎方針の変化について考察していく。

従来の研究では、木下広次赴任以前の寄宿舎の状況については、具体的な寄宿舎規則などの校内文書はほとんど活用されてこなかった。そのため、木下赴任以前の寄宿舎がどのような状態であったか、十分明らかにできていたとはいえなかった。木下による自治制導入以前の寄宿舎が監督主義であったといっても、誰が、どのような規則に基づき、どのような監督をしたかが不明であったため、たとえば高等師範学校や府県の師範学

校の兵営式寄宿舎と比較して監督の度合いを検討することも困難であった。

今回の「その一」では、木下赴任以前の寄宿舎に関する規則などを具体的に検討することで、この課題に取り組んでいく。

結論を先取りして述べれば、木下赴任以前の第一高等中学校の寄宿舎は、東京大学予備門時代と異なり、兵式体操と関連した規律訓育の場として明確に位置づけられ、次第に厳格な取り締まりを実行するための規則が次第に整備されていったこと、また、それに対して生徒の反発があったが、それが組織的なものであったことが明らかになった。

一 寄宿舎と兵式体操

寄宿舎規程

一八八六年四月二九日の中学校令により、東京大学予備門は第一高等中学校に改称した、一月一七日付で「第一高等中学校規則」の伺いが文部省に出され、翌年一月一七日に制定された。この第一高等中学校規則の第七章に「寄宿舎規程」が記載された。概要は以下の通りである。

第一条 寄宿舎ハ兵式体操ヲ課スル生徒及学科上在舎ヲ要ス

ル生徒ヲ入舎セシムルモノトス

但自宅及親戚友人等ノ家ニ在ル者ハ願ニ依リ通学ヲ許スコトアルヘク又寄宿舎狹隘ナルトキハ上級上席ノ者ヨリ入舎セシム

第二条 入舎スル生徒ニハ其正副保証人連署ノ在舎証書ヲ差出サシム(略)

第三条 寄宿舎料ハ一ヶ月金七拾銭トシ毎月定日ニ於テ本校会計員ヘ納付スヘシ

第四条 食料ハ時価ニ随ヒ毎月定日ニ於テ本校会計員ヘ納付シ直ニ賄方ヘ払渡スモノトス(略)

第五条 在舎生徒退舎セント欲スルトキハ其事由ヲ詳記シ正副保証人連署願出ツヘシ

第六条 在舎生徒伝染病又ハ重病ニ罹ル者アルトキハ之ヲ保証人ニ通知シ直ニ下宿セシムルモノトス

第七条 夏季冬季及春季休業中帰郷若クハ下宿セント欲スル者ハ保証人連署届出ツヘシ

第八条 在舎生徒舎内諸規則及時々ノ示達ニ違背スル者又ハ舎内ノ風教ヲ害スル者ハ其軽重ニ依リ外出ヲ禁シ又ハ入舎ヲ解キ保証人ニ付託シ或ハ退学ヲ命ス(13)

特に第一条で、入舎生徒についての最初の記述が「寄宿舎ハ兵式体操ヲ課スル生徒」となっていることが、特徴的である。

第一高等中学校になる以前の東京大学予備門の寄宿舎関係の規則には、このような文言は見当たらない(14)からである。東京大学予備門時代とは違って、発足時の第一高等中学校では、寄宿舎は兵式体操と明確に関連づけられていたことを指摘することができる。

第一高等中学校における兵式体操

ここで、第一高等中学校における兵式体操の実施について、簡単に見ておこう。

予備門で初めて歩兵操練が課せられたのは、中学校令公布一ヶ月前の一八八六年三月八日のことであり、英独一級および第五年生が対象とされた(15)。

一八八六年七月一日、高等中学校の学科及其程度(文部省令第十六号)が定められ、工學・理學志望生をのぞく本科生に「体操」として兵式体操が三時間ずつ課せられた(16)。一八八六年七月二日に第一高等中学校に予科が設置されたが、予科生徒にも「体操」が課せられた(17)(ただし、予科三級には一八八七年四月まで兵式体操は課せられなかった(18))。

一八八六年一〇月三〇日には、第一高等中学校初の行軍(19)が実施され、翌月五日、官報にその報告が次のように掲載された。

生徒行軍 客月三十日第一高等中学校本科生徒（二百三十一人）ヲ四小隊ニ編成シ近地行軍ヲ施行セリ此日ヤ払暁ヨリ微雨降りシモ生徒ノ之ヲ厭フ者ナク氣象活発ニシテ隊伍整齊ナリキ抑モ該校ニ於テ兵式体操ヲ課スルノ目的ハ身体ヲ強健ニシ精神ヲ鍛錬シ品格ヲ修養シ他日卒業ノ上ハ其學ビ得ル所ノ智識芸能ヲ実地ニ運用セシムルノミナラス護国ノ精神ヲ得セシメントスルニ外ナラス生徒モ意ヲ爰ニ注キ活発ナル精神ヲ以テ之ニ従事セリ故ニ兵式体操ヲ課スル日尚淺キモ隊伍整齊操作其度ニ適シ行進中ノ姿勢ノ如キハ稍靚ルヘキモノアリ是レ訓練ノ然ラシムルニ因ルヘシト雖モ亦生徒ノ志氣勇銳ナルニ非スンハ何ソ能ク速ニ此ノ如キニ至ラン⁽²⁰⁾

行軍などの兵式体操だけでなく寄宿舎も「身体ヲ強健ニシ精神ヲ鍛錬シ品格ヲ修養」するための訓練の場として位置づけられたのだらうと思われる。この位置づけは、後で述べるように、翌年より一層明確になっていった。

師範学校の寄宿舎

寄宿舎と兵式体操との結びつきでは、師範学校がよく知られている⁽²¹⁾。第一高等中学校における寄宿舎と兵式体操の結びつきを詳しく検討する前に、師範学校の寄宿舎の状況を簡単に見ておこう。一八八六年五月一七日、高等師範学校に発せら

れた次のような「生徒氣質訓練」に関する文部省訓令では、教場内外のすべてのことがらを師範学校令に示された順良、信愛、威重の三氣質の鍛錬に役立て、とりわけ寄宿舎と体操を重視することが述べられている。

師範学校生徒ハ勅令第十三号師範学校令第一条但書ニ示サレタルカ如ク人ノ師表トナルニ足ルヘキ氣質ヲ備具セサルヘカラス殊ニ其校ハ尋常師範学校長及教員タルヘキ者ヲ養成スル所ナレハ尤モ前文ノ目的ヲ達スルコトヲ務メサルヘカラス斯目的ヲ達スルニハ教場内外一切ノ事業ヲ以テ氣質鍛錬ノ資ニ供シ就中寄宿舎及体操ニ係ルモノヲ以テ教場外最重ノ事業トシテ之ニ充ツヘキナリ⁽²²⁾（略）

各師範学校では、全生徒を対象に、この訓令にもついで兵式体操と結びついた兵営式の寄宿舎方針が採用され、舎監を頂点とした生徒内の命令系統が確立され、起床、就寝、食事、黙学、清掃などが厳格に統制された。また休日以外の外出が禁止され、深夜の不時呼集もしばしば行われ、新聞雑誌等の購読も禁止されたという。

生徒部伍編成規則（一八八六年一〇月）

第一高等中学校で一八八六年一〇月二日に制定された「生

徒部伍編制規則」には、今述べた「生徒気質訓練」に関する訓令と共通する点が見られる。第一条には、「生徒部伍ハ至誠、順良、信愛、莊重ノ気質ヲ保持シ遵守、整頓、清潔ノ習慣ヲ鞏固ナラシムル等凡ソ学科外ノ要道ヲ完全ナラシムルノ便ヲ開カシ力ヲ為メ」と、その目的が示され、その目的のために「部」「科」「級」「組」「什」「伍」の生徒集団の単位が設けられている。ここで示されている「至誠」「順良」「信愛」「莊重」といった気質は、師範学校令に示された順良、信愛、威重の三気質と酷似している。

創立当初の第一高等中学校では、全寮制は採用されていなかった上に、平日外出の禁止・不時呼集・黙読などは行われて居らず、師範学校とは訓練の度合いが異なっていた。しかし、師範学校での三気質の鍛錬訓練と似たようなことが第一高等中学校でも目指され、寄宿舎が兵式体操と同様に、その訓練の場として位置づけられていたことを、一八八八年一月一七日の寄宿舎規程は示しているのではないだろうか。

寄宿舎規程改正（一八八七年三月）

『第一高等学校六十年史』には、一八八七年一月制定の第一高等中学校規則のなかで、寄宿舎規程第一条が次のように記されている。

第一条 寄宿舎ハ人員ヲ限リ上級上席ノ生徒ヨリ寄宿セシムル所トス

但自己ノ都合ニヨリ通学ヲ許スコトアルヘシ⁽²³⁾

これは正しくは、一八八七年三月二四日に文部省に伺い出て三月二八日に裁定された寄宿舎規程改正によって変更された部分である⁽²⁴⁾。『第一高等学校六十年史』では、何かの手違いで改正分が一八八七年一月制定分として掲載されてしまったものと思われる。

なぜこのような改正が行われたのかを直接示す史料は今のところ見当たらない。第一高等中学校となった当初は、予科三級の生徒や、理学・工学志望の本科生徒には兵式体操を課されていなかったことも関係しているのかもしれない。いずれにしても、この改正以後も、寄宿舎は兵式体操との関係を次第に強めていった。

寄宿舎細則（一八八七年四月）

一八八七年四月一四日には、「寄宿舎細則」が制定された。その主な内容は次の通りである。

寄宿舎細則

第一条 寄宿舎ヲ分チ自習室及寢室トス

第一条 自習室及ヒ寢室ニハ無益ノ雜品ヲ置クヘカラス

第二条 在舎生徒ハ自カラ室内清掃ノ責ニ任スヘシ

第三条 來訪者アルトキハ都テ応接所ニ於テ面会スヘシ決シ

テ室内ニ誘引スルヲ許サス

但シ疾病ノ為メ応接所ニ於テ面会スルコト能ハサル時ハ舎

監ノ指示ヲ受クヘシ

第四条 学校ノ器物ヲ毀損若クハ紛失シタルトキハ直ニ金監

ニ届出テ其差図ヲ受クヘシ

第五条 在舎生徒ニ関スル諸事達ハ總テ三日ヲ経レハ一般ニ

知了シタルモノト見做ス

第六条 校僕部屋并賄所ニ立入り又ハ私ニ校僕ヲ使役スヘカ

ラス

第七条 起居及ヒ喫飯等ニ関シテハ左ノ件々ヲ守ルヘシ

第一款 晨起ハ午前六時ヨリ七時マテ就褥ハ午後十時ヨリ

十一時マテ消灯ハ午後十一時トス

但晨起及ヒ就褥ノ時刻ハ点鐘ヲ以テ報ス

第二款 食事及ヒ入浴時間ハ左ノ如シ

(略)

第八条 外出外宿及ヒ下宿ニ関シテハ左ノ件々ヲ守ルヘシ

第一款 平日ハ課業終ルノ後、休日及課業ナキ日ハ晨起ヨ

リ帰舎期限マテ随意校外ニ出ツルヲ許ス
但疾病ノ為メ休業スルモノハ舎監ノ許可ナクシテ外出ヲ許

サス

第二款 平日ノ帰舎門限ハ午後七時トシ休業日ノ前日帰舎

門限ハ午後十時トス

(略)

第九條 疾病ニ罹ルモノハ左ノ件々ヲ守ルヘシ

第一款 疾病ニテ欠課セントスルモノハ其旨先ツ舎監ニ届

置キ而シテ其翌日乃至翌々日迄ニ必ス保証人ヨリ其

事由ヲ詳記シタル届書ヲ差出スヘシ

(略)

第十條 左ノ各款其他之ニ類スル行為ヲ禁ス

第一款 他室ニ入り他人ノ勉強ヲ妨クル事

第二款 他人ノ臥床ニ臥ス事

第三款 寢室内ニ於テ喫煙スル事

第四款 舎内ニ於テ酒類ヲ飲ミ又ハ之ヲ貯フル事

第五款 不潔物其他衛生ニ害アルモノ及ヒ危険ノ虞アルモノヲ舎内ニ留ムル事

第六款 猥雜ニ渉ル雜誌小説種史ノ類ヲ讀ミ又ハ之ヲ所持

スル事

第七款 碁將基及ヒ骨牌等ノ遊戲ヲ爲シ又ハ其具ヲ所持ス

ル事

第八款 歌舞音曲高声等他人ノ勉強ニ妨害アル挙動ヲ爲ス

事

(略)

第十二条 入舎生徒ノ差出スヘキ在舎証書及印鑑ハ左ノ畫式

ニ據ルヘシ

(略) (25)

黙学の時間がない点や、平日でも外出可能な時間がある点は、

師範学校の寄宿舎とは大きく異なる点である。第八条の起床・

就寝時間の規定や第一条の禁止条項は、細かな点も見られる

が、これらに違反しているかどうかをどのように点検・監督す

るのかは具体的に示されていない。これらの内容は東京大学予

備門時代の一八八五年九月九日に制定された「学寮仮規則」⁽²⁶⁾

と大きく変わるものではなかった。兵式体操と関連つけた気質

訓練を寄宿舎で実施するための具体的準備は当初は進んでいな

かったかもしれない。

寄宿舎話の兵式体操教員(一八八七年一〇月)

しかし、一八八七年一〇月になると状況は変化する。一八八

七年一〇月一日、次のような理由で「兵式体操教員ノ内ヲ寄

宿舎話ヲ命シ度儀ニ付伺」が、第一高等学校長から文部省に出

され、一〇月五日に許可された。

兵式体操ノ義ハ体育ノ外併テ厳正服従遵守等ノ慣習ヲ養成セ

シムルニ於テ有効ト存候処仍ホ進テ此目的ヲ貫徹セシムル為

メ先ツ在舎生徒平常ノ起居動作ニ一層周密ノ規律ヲ置キ兵式

体操ト併行セシメ度候條當校ニ於テ体操教員ノ内ヲ以テ寄

宿舎話ヲ命シ体操授業ノ外舎監ト協力寄宿舎ノ取締ヲ負擔為

致度此段相伺候也 (27)

「厳正服従遵守」などの習慣を養成するという兵式体操と共

通の趣旨で、寄宿舎生の生活に一層の規律をもたらすために兵

式体操教員から寄宿舎話を命じるというのである。単に寄宿舎

の監督に人手不足を補う、ということではないことに注目した

い。

寄宿舎話の兵式体操教員の具体的職務については、同年一〇

月七日の「寄宿舎事務取扱規則」で次のように定められている。

寄宿舎事務取扱規則

第一条 寄宿舎生徒ノ取締其他寄宿舎ニ関スル總テノ事務ハ

幹事ノ指揮ヲ受ケ此規程ノ定ムル所ニ從ヒ之ヲ取扱フモノ

トス

第二条 寄宿舎ノ事務ハ左ノ二類トス

第一類 執行事務

第二類 文書及計算事務

第三条 前条第一類ノ事務ハ舎監及寄宿舎話体操教員協同

シテ之ヲ行ヒ第二類ノ事務ハ舍監之ヲ行フ

(略)

第五條 執行ニ関スル事項凡ソ左ノ如シ

- 一 規律ニ関スルコト
- 二 警備ニ関スルコト
- 三 衛生ニ関スルコト
- 四 生徒外出泊ニ関スルコト
- 五 生徒点検ニ関スルコト
- 六 食堂監視ニ関スルコト
- 七 在舍生徒ノ処罰ニ関スルコト
- 八 室長室長補ニ関スルコト
- 九 在舍生徒ノ銃器ニ関スルコト

第六條 執行事務ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ取扱フヘシ

- 一 総員ヲ分テ甲乙ノ二部トス
- 二 甲乙ノ二部ハ輪番交代シテ其勤務ニ服ス
- 三 甲乙ノ二部ニ各部長1名ヲ置ク
- 四 各舎ノ受持ヲ定メ其舎ノ取締ヲ分担セシム
- 五 前項ノ外食堂取締專任ヲ置キ食堂ノ取締ニ従事セシム
- 六 部中ノ輪番ヲ以テ毎日日直一名ヲ置キ自己受持ノ寄宿舎取締ノ外各舎及食堂浴室其他寄宿舎庭園等ヲ巡回シ之ヲ視察セシム
- 七 日直ハ日記簿ニ其日ニ生シタル事項ヲ記シ部長検印ノ

上幹事へ差出スヘシ

第七條 生徒ニ犯則者アルトキハ其次第ヲ記シ部員ノ協議ヲ

経テ処罰案ヲ起草シ判決ヲ乞フヘシ

但輕易ナルモノハ直ニ之ヲ譴責シ又ハ将来ニ戒ルコトヲ

得

第八條 視察及点検ニ関スル細目ハ体操教員舎監ノ協議ヲ以

テ之ヲ定メ幹事ノ認可ヲ受クヘシ⁽²⁸⁾

寄宿舎生の規律を徹底させるために視察や日直などの「執行」
実務を舎監と寄宿舎話の体操教員が担当するという体制が整備
されたのであった。

寄宿舎細則の大幅改定（一八八七年一〇月）

「寄宿舎事務取扱規則」と同時期の一八八七年一〇月に、寄
宿舎細則も大幅に改定された。新たに規定された内容は次の通
りである。

今般遵守威重服従等の良習ヲ養成センカ為ニ軍営ノ規律
ニ準シ寄宿舎細則ヲ改定スルコト左ノ如シ

(略)

第二條 各室人員ノ配置ハ舎監之ヲ定ム

第三條 寄宿舎内自修室及寢室ヲ同ウスル生徒毎ニ室長室長

補各一名ヲ置ク

第四条 室長室長補ハ輪番ヲ以テ之ニ充ツ其任期ハ一ヶ月間

トス

第五条 室長室長補ノ任ニ当ルトキハ事故ニ託シ之ヲ辞スル

ヲ得ズ

第六条 室長ハ舎監ノ指揮ヲ受ケ規則命令ヲ同室生徒ニ服行

セシムル責任アリ室長補ハ室長ヲ補佐シ同ク其實ニ任ス

(略)

第八条 晨起ヨリ就褥マテハ洋服ヲ着スベシ尤点灯後ハ和服

ニテモ若シカラス

但シ病氣ノ際ハ舎監ノ許可ヲ得テ和服ヲ着スル得

(略)

第十三条 舎監ハ毎朝在舎生徒ヲ点檢ス

第十四条 晨起点檢課業就褥ノ時刻ハ鳴鐘ヲ以テ之ヲ報ス

第十五条 晨起ノ鳴鐘ニテ速ニ寢台ヲ離レ生徒各自ニ蒲団毛

布ノ類ヲ振ヒ正シク且吁嚙ニ疊ミ寢台ノ上ニ置キ器具衣服

棚等ヲ整頓シ然ル後服装ヲ正シ自修室ノ机案書籍等ヲ整

頓スヘシ

第十六条 点檢ノ鳴鐘ニテ室長若クハ室長補ハ同室生徒ヲ自

修室ノ前ニ整列セシメ点檢ヲ待ツヘシ

第十七条 自修室ヲ出ツルトキハ書籍及ヒ器具ハ予メ指示セ

ル位置ニ装置シ乱雑ナキ様ニ注意スヘシ

(略)

第二十五条 左ノ各款其他之ニ類スル所行ヲ禁ス

(略)

第四 室内又ハ廊下ニ吐唾シ若クハ煙草ノ吸殻ヲ棄ル事

第五 寢室内又ハ廊下ニ於テ喫煙スル事

第六 消灯時限後私ニ点火スル事

第七 灯火ヲ定メタル場所ヨリ外ニ移ス事

第八 私ニ金錢ヲ貸借スル事

第九 門鑑ヲ毀損シ或ハ塗抹着色等ヲ爲ス事

第十 食堂ノ外ニ於テ食事ヲ爲ス事

(略)

第十五 校僕ノ部屋又ハ賄所ニ入ル事

(略)

第三十六条 凡ソ処罰ハ一ノ所犯ニ対シ直ニ之ヲ罰シ又ハ數

犯ヲ合セテ之ヲ罰スルモノトス。(29)

前文で「今般遵守威重服従等の良習ヲ養成センカ為ニ軍營ノ規律ニ準シ寄宿舎細則ヲ改定スル」つまり、兵式体操と同様の氣質養成を目的に寄宿舎細則を軍隊の規律に準じたものに改めることを明記している。

具体的には、第四条から第六条にあるように、「寄宿舎事務取扱規則」にも出てきた月ごとの輪番制の「室長」「室長補」

を設けた点が重要である。「室長」「室長補」は、舎監の指揮下で学校の規則命令を部屋に守らせる責任が負わされており、自治的な組織ではなく、舎監を頂点とした生徒内の命令系統といえるものであった。この点で師範学校の寄宿舎における什伍制の分団組織⁽³⁰⁾と共通していた。

第八条で就寝までは原則として寄宿舎内でも洋服、つまり制服を着用することが定められているのも、寄宿舎内の規律重視のあらわれといえる。

さらなる大きな変化が舎監による毎朝の点検(第十三条)である。起床の鐘で生徒はすぐに寢床を離れ、定められた方法で寢室と自修室の整頓を行い(第十五条)、点検を告げる鐘で室長・副室長が同室の生徒を自修室の前に整列させて舎監の点検を待つ(第十六条)。

このように、舎監が室長・副室長という規律実施のための命令系統をもち、毎朝の点検という具体的な方法を通して規律の実行をチェックする仕組みが作られたのであった。先述したように、舎内の点検・視察は舎監だけでなく、寄宿舎詰体操教員も担当したので、兵式体操に準じた気質鍛錬として、規律の徹底にむけた日常的な取り締まりが、寄宿舎内で実施されるようになったと考えられる。

このことを裏書きするように、生徒の一人、赤沼金三郎は当時の寄宿舎内の点検の様子を、数年後に次のように述べている。

当時舎監は常に室内を巡視して、「規則」と唱へ小言を陳べたることなるか、一日忽然室内に入り来り、一札をもなさず、机上に一葉の紙片の横を見、謂て曰く、「何ぞ机上を錯乱する、宜しく速に之を整頓すべし」と舎監の生徒を待遇し生徒の細事に關涉するの度如何は、此一事によりても、其万一を推測することを得べきなり⁽³¹⁾。

寄宿舎細則の十五条や十七条に記された自修室の整頓に関する監督は、このように事細かく実施されていたことがわかる。

巡視規程と巡視勤務細則(一八八八年一月)

さらに、一八八八年一月になると、舎監・体操教員舎監による視察・点検に加えて、巡視も舎内を見回って、生徒の規則違反を取り締まることになった。

一八八八年一月二三日に制定された巡視規程で、舎監の指揮のもとで巡視が校内の警邏査察をすることが定められた。

第一条 校内ニ巡視ヲ置キ雇員ノ内ヲ以テ之ニ充ツ

第二条 巡視ハ校内警邏査察ノ事ヲ掌リ併セテ雑務ニ服スル

モノトス

第三条 巡視ハ舎監ニ属シ其指揮監督ヲ受ケ寄宿舎外ノ事項

ハ庶務掛ノ指揮ヲ受クヘシ(略) (32)

巡視の警邏査察は、寄宿舎内にも及ぶことになった。同年一月二六日に制定された巡視勤務細則では、の内容が次のように定められている。

第一条 巡視ノ警邏査察スヘキ事項凡ソ左ノ如シ

- 寄宿舎ノ部
- 一 自習室寢室及食堂浴室ノ整否
- 一 各室備付暖炉及ランプノ取締
- 一 各室備付器具(寝台、被服棚、書棚、靴箱ノ類)ノ保存及其破損ノ有無
- 一 寄宿舎家庭園ノ保存及其破損ノ有無
- 一 寄宿舎出火盜難ノ予防及防禦
- 一 在舎生徒犯則(寄宿舎細則廿五条ニ触ルルモノノ類)ノ有無(略) (33)

つまり、巡視は寄宿舎の防犯・安全面だけでなく、寄宿舎生活での様々な禁止事項(先に紹介した寄宿舎細則の第二十五条)の「犯則」者の有無をチェックしたのであった。

こうして、寄宿舎の生徒たちの規則違反の有無をチェックする仕組みが更に強化され、舎監と寄宿舎詰体操教員による点検

だけでなく、巡視による監視が行われることになった。

先に見たように、一八八七年四月時点で寄宿舎細則では、監督方法は具体的には整備されていなかった。しかし、一八八七年一〇月以降、兵式体操との関係強化、生活上の規則の厳格化、規則違反を監督するための制度が整備されていった。

創立当初の第一高等中学校の寄宿舎は、師範学校の寄宿舎で実施されていた黙学の時間や、平日の外出禁止などは行われなかった。また、師範学校のような全寮制も実施されていなかった。しかし、森文政期になって寄宿舎が氣質訓練の場として重視され、その訓練の一環として規則違反を取り締まるための制度が整備されていき、日常的な監視が行われるようになっていった、というのが木下赴任(一八八八年八月)以前の第一高等中学校寄宿舎の状況であった(34)。

初代校長野村彦四郎

ここまで紹介してきた方針を実施したのは、初代校長の野村彦四郎と第二代の古荘嘉門であった。

京都府学務課長などをつとめていた野村彦四郎は、一八八六年四月、森有礼の抜擢によって東京大学予備門長に就任し、第一高等中学校の初代校長を一八八七年六月までつとめた。

森の要求した兵式体操を、京都府立中学校に導入するに際して、野村は父兄の意向を考慮し、上級生から提案させるとい

やり方をとって兵式体操の導入に成功した⁽³⁵⁾ というエピソードが宮坂広作の研究で紹介されている。

野村が森に抜擢された理由ははつきりとはわからないが、こうした兵式体操導入の実績が関係していたのではないかと考えられる。

第二代校長古荘嘉庸

第二代校長を一八八七年六月から一八八九年五月九日までつとめた古荘嘉庸についても、宮坂の研究で詳しく紹介されている。古荘は複雑な経歴をもった人物である。一八四〇年熊本生まれで、大久保利通に登用されて司法省に出仕し、一八七八年には大阪上等裁判所判事になったが、広沢真臣参議暗殺にかかわった嫌疑で捕らえられ、未決のまま三年間獄舎で過ごした。

その後、佐々友房らとともに一八八一年に国権主義的政治団体紫雲会を組織し、翌年、佐々が中心となって濟々覺を設立すると副校長をつとめた後、再び官界に入り、一八八三年に青森県大書記、ついで大分県大書記官をしていたが、一八八七年に九州巡視にきた森文相と出会い、森が古荘の人格に傾倒したため、古荘を第一高等中学校に登用したという⁽³⁶⁾。

古荘・高橋・守田ラインと濟々覺

宮坂らの研究では触れられていないが、古荘が一時期副校長

をつとめた濟々覺も、一八八七年に森文相との間に重要な出会いがあった。『濟々覺百年史』によれば、一八八七年五月に九州巡視で熊本に立ち寄った森は、濟々覺を視察してこの学校の教育方針や気風を称賛し、帰京後、朝廷に同校のことを伝えたという。そして森は濟々覺視察の結果、第一高等中学校の首脳陣を、佐々覺長と濟々覺に関係の深い熊本関係の人物で強化することとして、第二代校長に古荘嘉庸を、教頭に木下広次を、幹事(教頭に次ぐ職位)に高橋長秋を、舎監に守田愿を抜擢したという⁽³⁷⁾。

古荘の校長就任から一年以上後に教頭になった木下広次については、本稿の「その二」であらためて検討するが、同時期に第一高等中学校に起用された古荘、高橋、守田はいずれも濟々覺(あるいは前身の同心学舎・同心学校)の関係者であった。すなわち、古荘は副覺長、高橋は同心学舎の生徒を監督する生長の経験があり、守田は同心学校の寮監をつとめたことがあった。

古荘・高橋・守田の第一高等中学校赴任後は、すでに見てきたように一八八七年一〇月の体操教員舎監の新設や舎監点検の開始があり、一八八八年一月の巡視による舎生監視の開始があった。寄宿舎でのこれらの気質訓練・取締の強化は、古荘(一八八七年六月四日採用)、高橋(同年八月二六日採用)、守田(同年一〇月四日赴任)の濟々覺関係者が中心になって実施された

可能性が高いだらう。

濟々鬢の教育目的は「一、倫理を正し、大義を明にす。二、廉恥を重んじ、元気を振ふ。三、知識を磨き、文明を進む。」の三綱領⁽³⁸⁾であり、「信義礼讓」「質素簡易」を主義として、眼鏡・手袋・日傘の禁止、毎月五里以上の遠足などが実施された⁽³⁹⁾。また中心人物の佐々友房は、校風養成のために「往事の郷党教育と、寄宿舎制」が有効であると考えて力を注いできたという⁽⁴⁰⁾。

森はこうした濟々鬢を視察して、自らの教育方針との共通点を感じて濟々鬢関係者を第一高等中学校に起用したのかもしれない。

ただし、濟々鬢の寄宿舎は、舎監などによる兵式の取り締まりを中心としたものではなかったと思われる。たとえば佐々は、生徒の気風養成が容易でないことを察し、自ら校内に寄宿してその任に当たったという⁽⁴¹⁾。このエピソードからも、濟々鬢の寄宿舎が規則万能主義ではなく、私塾的な濃密な人間関係で運営されていた様子が想像されるだろう。生徒数が千名を超す第一高等中学校に赴任した古荘・高橋・守田は、森の期待に込めて、私塾的雰囲気⁽⁴²⁾の濟々鬢とは異なる寄宿舎監督方針を実施したのかもしれない。濟々鬢の訓育方針と古荘校長在任中の第一高等中学校の方針との詳細な比較は、今後の検討課題であろう。

二 生徒たちの反抗

生徒からみた寄宿舎

古荘校長時代の一八八七年度に予科一級生徒であった菊池謙二郎は、古荘校長と寄宿舎についての不満⁽⁴³⁾を、次のように回想している。

当時学校長は古荘嘉門といふ人にて、幕府に反対したる有志家の一人なりしとのことにて、やゝ豪傑風の人なりしが、同時に官僚味の強かりし人にて、生徒が訪問しても面会せぬこと多かりし。この人自由の風潮を厭ひ軍隊式を以て寄宿舎を治むることを旨とし、門限の厳重は云ふまでもなく、消灯時間も同様、朝は鐘を鳴らして廊下に整列せしめ、寢床を片付けざるものは一々舎監室に喚び出されて戒告せらるゝと云ふ有様なりし⁽⁴³⁾

また、菊池と同学年であった石井八万次郎は、回想のなかで、寄宿舎での取り締まりに対する生徒たちの不満を次のように紹介している。

森文部大臣の教育方針が軍隊式教練であつたためか高等学校〔第一高等中学校のこと、富岡〕は野村古荘二校長の下に全然兵營化して寄宿舎の舎監室には柔道何段といふ様な変な目付の人物が五六人も揃ふて我々寄宿生は兵隊より更に獄裏の人となる様な有様で我々が心中非常な不平を蔵して居たことは無論のことであります(44)。

この回想にあるような生徒たちの不満は、次のような「賄騒動」事件で表面化した。

一八八八年一月の賄騒動

賄騒動は、「賄征伐」とも呼ばれ、寄宿舎一般で時々見られた現象であつた。食堂で食事を提供していた賄業者に対して、生徒たちが食事の不満や応対の不満をぶつけるために起こすもので、生徒たちが一斉に大量の米飯を腹に詰め込んで食卓の櫃を空にして、「飯はまだか」などと怒鳴ったり、食卓を激しく叩くという形で始まるが多かつた。

第一高等中学校で一八八八年一月三二日に起きた「賄騒動」事件も同じような形で始まつた。菊池や石井と同級の予科一級生徒であつた正岡子規(本名、正岡常規)が、随筆「筆任勢第二編」(一八九〇年)のなかで詳しく書き残している。

実は正岡はこの騒動の発案者の一人であり、同級生で相談し

て檄文をまわして実行したらしい。「けふハ之を実行せん」との相談が同級生数名まとまると、「今晚五時振鐸の時を待ちて衆勢一同に食堂へおしかけ、成るべく沢山、飯櫃をかへて、兵糧一時に欠乏せしめて賄方を困らすべし」という趣旨の檄文を他の同級生の部屋にまわして実行した(45)という。

このことから、予科一級生による組織的な行動であつたことがわかる。ただし学校に対しては、檄文の事を隠して、「けふは折よくも晩飯あしかりし故 それがために賄をこらしたるのみ」という口実を述べることを「密議」していた(46)。

賄騒動の目的

ただし正岡は、この騒動の目的について次のように記している。

余等兼ねてより賄征伐の名を耳にしたる事あれども未だ之を目撃したることあらず されば余等より後に入校したる人は無論之を識らず、其名ありて実の絶ゆるは残念なり いで余等一度之が実行を試みんとは余等同級入舎生の日頃の時論なりき(47)

つまり、以前(おそらく大学予備門時代)おこなわれていた賄征伐の伝統を復活させてみたいという気持ちから騒動を起こ

したのであって、学校への反抗心ではなかったとしているのである。

しかし正岡の同級生であり、発案者の一人でもあった菊池謙二郎は後年、この事件に関して「賄方に対し直接不平ありしにあらざるも、舎監に対する不平が賄征伐となつて表現されしなり⁽⁴⁸⁾」と証言している。

舎監・体操教員舎監・巡視による寄宿舎生徒への監督は食堂でも実施されていた。正岡の随筆でも、食堂内での監督について次のように描かれている。

寄宿舎には舎監、両三名と下役両三名とありて常に舍中を監督し 否 舎生の細事に干渉し 殊に食事の時には両三名づゝ食卓の間をぶらぶらとあるきまわりて生徒の乱暴を取り抑ゆるなど恰も警察官の如く然り⁽⁴⁹⁾

このように食堂でも舎監たちが生徒たちを日常的に監督していたので、菊池の証言のように、舎監への反抗心が賄騒動として表現されても不自然ではなかったであろう。

舎監による記録

騒動翌日に舎監の守田愿と水野保次郎がまとめた記録によれば、騒動の主な経過は次のようなものであった。

夕食の際、生徒たちが満堂の食卓を叩いて非常に騒いだので舎監たちは食事がきちんと行き届くよう給仕に指示を出していた。そのうち、数名の生徒が給仕を捕らえて殴打したので舎監たちはこれを制止した。別の生徒がある給仕を捕らえて殴打したのに対して、その給仕がやり返そうとする姿勢を見せた。これを見た他の生徒たちが集まってきて騒ぎが拡大し、「飯櫃ヲ擲ケ皿ヲ毀チ且食卓ヲ押倒シ皿類ノ器物ヲ破毀シタリ」という状況になった⁽⁵⁰⁾。

また、夜八時から九時ごろ、賄所のガラスを壊して竹竿を入れて室内のランプを壊す騒ぎもあった。賄方から舎監が知らせを受けて巡視を派遣したときには、その生徒は立ち退いた後であった。また、この暴行の前には、卵やパンの販売を要求する生徒が賄所の窓口に数名迫るといふ騒ぎもあった。

以上が騒動の概要であるが、守田舎監と水野舎監は騒動の原因は、巡視制度を設けて寄宿舎の監督取締が厳しくなったことへの反動であったと分析して、次のように記している。

該事件ノ原因ヲ探求スルニ生徒ノ陽ニ唱フル所ハ単ニ食物ノ不良ナルヲ以テ不平ノ余リ偶然此始末ニ及ヒタリト申立レトモ其実ハ今度巡視ヲ置レ候ト同時ニ一層寄宿舎整頓ノ事杯モ厳舗取締イタシ■反動ト被認候⁽⁵¹⁾

生徒たちは檄文の秘密は守り通したが、騒動が食事への不満から起こされたのではなく、寄宿舎生への取り締まりへの反発であったことは、舎監たちは認識していたことになる。

一八八三年一〇月三日に東京大学及び予備門の学生・生徒が起こした騒動、いわゆる「明治十六年事件」も寄宿舎を舞台としていたが、騒動の原因は複合的であり、組織的な反抗であったとも言えない⁽⁵²⁾。しかし、今回紹介した一八八八年一月の賄騒動は、氣質鍛錬の一環としての寄宿舎生への監督強化に反発した組織的な反抗であったと見ることができる。

騒動の二日後、学校側から主謀者と見なされた八名の生徒が無期停学の処分を受けた⁽⁵³⁾が、一ヶ月後に処分を解かれた生徒の数名が頭髮をすり落として、「校長の前でわざとヒヨコヒヨコ頭を下げて無言の皮肉劇を演じた⁽⁵⁴⁾」⁽⁵⁴⁾という状態であり、生徒たちの反発心は収まらなかつたようである。その後も舎監への襲撃事件があり、「舎監をして柵中に潜伏せしめたるか如き喜劇⁽⁵⁵⁾」もあつたという。寄宿舎の監督を厳格化していても生徒の反発が止まず、効果がなかなかあがらない状態が続いていたと考えられる。

以上見てきたように、木下広次赴任以前の野村彦四郎校長と古荘嘉門校長による第一高等中学校の寄宿舎は、兵式体操と密接な関連をもつ規律訓育の場として位置づけられ、厳格な取り

締まりを実行するための規則が次第に整備されていったが、一八八八年一月の賄騒動のような、生徒からの組織的な反発があり、学校側の寄宿舎方針は、暗礁に乗り上げていたと言えるだろう。

師範学校寄宿舎の変化

第一高等中学校の寄宿舎で監督強化と生徒の反発が見られた一八八八年頃、師範学校の一部では寄宿舎に変化が見られ始めていたようである。今泉朝雄は、一八八八年初春に開催された地方官会議において森有礼文相が師範学校生徒の「自炊」を推奨する旨の演説をした⁽⁵⁶⁾ことや、その影響で一部の師範学校寄宿舎で「自炊」⁽⁵⁷⁾が開始された⁽⁵⁸⁾ことなどを紹介し、次のように指摘している。

森による兵営式寄宿舎制度は、その極めて厳格な規律が強調されることが多いが、師範学校改革が一定の段階に達すると、寄宿舎における「自治」への意図とみられる施策が打ち出されてくる⁽⁵⁹⁾。

こうした状況も考慮に入れながら、一八八八年八月に木下広次が第一高等中学校教頭に任命され（一八八九年五月に校長、赴任当初に皆寄宿舎制の導入方針を表明し、紆余曲折を経なが

ら寄宿舎への生徒自治を導入していった過程を、「その二」において詳細に分析していきたい。

注

- ① 第一高等学校寄宿寮委員『向陵史』（第一高等学校寄宿寮、一九一三年）、一頁―四頁。
- ② 関之『旧制第二高等学校の自治寄宿寮創設の経緯とその精神』私家版、一九七八年三月。
- ③ 寺崎昌男「自治寮制度成立史論―とくに木下広次とその演説をめぐって―」（『旧制高等学校校史研究』第二〇号、一九七九年四月二十五日、二〇頁―四六頁）
- ④ 宮坂広作『旧制高等学校校史の研究 一高自治の成立と展開』信山社、二〇〇一年。
- ⑤ 馬場宏明「旧制高等学校を先導した一高の苦難の時期」（『向陵』一高同窓会、第四一卷第二号、一九九九年一月三〇日、三三八頁―三四頁）、馬場宏明「一高寄宿寮における自治制実現の経緯」（『向陵』第四一卷第二号、二〇〇〇年一月三〇日）。
- ⑥ 寺崎昌男、前掲書、二二頁。
- ⑦ 宮坂広作、前掲書、四三頁。
- ⑧ 馬場宏明「旧制高等学校を先導した一高の苦難の時期」、三二―三三頁。
- ⑨ 岡村司「文学士赤沼金三郎君伝」（赤沼金三郎著、高橋作衛編『天心遺響』赤沼哲発行、一八九二年二四頁）。

① ただし、根拠となった回想文は約四〇年後に書かれたものであり、馬場自身も回想文がどこまで真実を伝えているかについては一部保留している。また、先行研究がすでに指摘しているように、赤沼金三郎が中心となった徳義会という生徒団体が、寄宿舎自治制が実際にスタートする時には大きな役割を果たしたことは確かかなようである（たとえば、第一高等学校寄宿寮委員前掲書、四頁）。

② この史料群については、筆者の参加している一八八〇年代教育史研究会による二〇〇八年三月と同年八月における共同調査の成果に多くを依拠している。

③ 一九九三年から一九四四年に奥田教久が、駒場博物館所蔵の一高史料に含まれていた木下広次宛書簡の一部を「イムブリー事件」と「内村鑑三不敬事件」に関する新史料として「一高同窓会誌『向陵』」に公表している（奥田教久「イムブリー事件の真相」『向陵』第三五卷第二号、一九九三年一月三〇日、一〇八頁―一五頁および奥田教久「内村不敬事件と木村駿吉教授の非職」『向陵』第三六卷第一号、一九九四年四月三〇日）。このことから、「木下関係資料」は、木下広次の関係者から一九九四年頃に「一高同窓会」または東京大学にもたらされた史料である可能性もある。詳細は調査中である。

④ 『明治二十年准允進退』（駒場博物館所蔵）、一七頁―一八頁。

⑤ たとえば、一八八五年九月九日制定の「学寮仮規則」第一条は、「在舎生徒ハ学寮掛ノ指揮ニ従フヘシ」と記されている（『例規類集上巻』（駒場博物館所蔵）三〇九

頁。

(15) 『第一高等学校六十年史』、一九三九年、九二頁。

(16) 同前掲書、一一四頁—一二六頁。

(17) 同前掲書、一二二頁—一二四頁。

(18) 同前掲書、一六二頁。

(19) 一八八七年二月には、行軍施行内規がつくられ、年八回実施することなどが定められている（『第一高等学校六十年史』一五九頁）。

(20) 同前掲書、一三三頁—一三三頁。

(21) たとは、今泉朝雄「森文政期師範学校寄宿舎とその変化」（『教育学雑誌』日本大学教育学会、第三八号、二〇〇三年）。

(22) 『学校生徒気質鍛錬』（文部省報告）『官報』第八六一号、一八八六年五月一八日、教育事項。この史料については今泉の前掲書などから示唆を受けた。

(23) 『第一高等学校六十年史』一九三九年、一五八頁。

(24) 前掲『明治二十年准允進退』、一七頁。

(25) 前掲『例規類集上巻』、三二七頁—三二八頁。

(26) 一八八五年九月九日制定の『学寮仮規則』の主な内容は次の通りである。

- 第一条 在舎生徒ハ学寮掛ノ指揮ニ従フヘシ
- 第二条 学寮ハ毎年九月十日ニ之ヲ開キ七月十日ニ之ヲ閉ス
（夏期休業中）
- 第三条 在舎生徒ハ毎年室月拾日ヲ限り退寮ヲ命シ九月十日ニ至リ全生徒ヨリ更ニ入寮生徒ヲ募リ人員ヲ限り入寮セシムルヲ以テ定規トス（略）
- 第四条 每学期ノ終リニ在寮生徒ノ勤惰懲罰等ノ表ヲ調製シ之ヲ各生徒ノ保証人ニ送附スルモノトス
- 第五条 学寮ヲ分テ自修室及寢室トス
- 第六条 自修室ニハ学科用具ノ外雜品ヲ置クヘカラス
- 第七条 居室人員及配置等ハ一二学寮掛ノ指定スル所ニ従フヘシ
- 第八条 入寮ヲ誓願スルモノハ元ヨリ家事ニ係累ナキモノナレハ下宿スルヲ許サス
- 第九条 入寮セント欲スルモノハ左ノ願書ニ通テ学寮掛ニ差出スヘシ
- 第十条 入寮ノ許可ヲ得タル者ハ在寮証書及ヒ印鑑ヲ差出スヘシ
- （略）
- 第十三条 在寮生ハ自ラ室内諸事整頓ノ責ニ任スヘシ
- 第十四条 春秋ノ区別ナク晨起ハ午前六時就褥ハ午後十時帰寮時刻ハ午後七時門限及ヒ消灯ハ午後十一時トス
- 第十五条 晨起又ハ就褥ノ時刻ハ鳴鐘ヲ以テ報スヘシ
- 第十六条 来訪者アルトキハ都テ応接所ニ於テ面接シ決シ

- 日ニ至リ全生徒ヨリ更ニ入寮生徒ヲ募リ人員ヲ限り入寮セシムルヲ以テ定規トス（略）
- 第四条 每学期ノ終リニ在寮生徒ノ勤惰懲罰等ノ表ヲ調製シ之ヲ各生徒ノ保証人ニ送附スルモノトス
- 第五条 学寮ヲ分テ自修室及寢室トス
- 第六条 自修室ニハ学科用具ノ外雜品ヲ置クヘカラス
- 第七条 居室人員及配置等ハ一二学寮掛ノ指定スル所ニ従フヘシ
- 第八条 入寮ヲ誓願スルモノハ元ヨリ家事ニ係累ナキモノナレハ下宿スルヲ許サス
- 第九条 入寮セント欲スルモノハ左ノ願書ニ通テ学寮掛ニ差出スヘシ
- 第十条 入寮ノ許可ヲ得タル者ハ在寮証書及ヒ印鑑ヲ差出スヘシ
- （略）
- 第十三条 在寮生ハ自ラ室内諸事整頓ノ責ニ任スヘシ
- 第十四条 春秋ノ区別ナク晨起ハ午前六時就褥ハ午後十時帰寮時刻ハ午後七時門限及ヒ消灯ハ午後十一時トス
- 第十五条 晨起又ハ就褥ノ時刻ハ鳴鐘ヲ以テ報スヘシ
- 第十六条 来訪者アルトキハ都テ応接所ニ於テ面接シ決シ

テ室内ニ誘引スルヲ許サス (略)

禁条

第三十四条 猥雑ニ渉ル雑誌稗史及ヒ小説ノ類ヲ閱シ或ハ

囲碁等ノ如キ遊技ヲナスコトヲ禁ス

第三十五条 猥ニ高声ノ音読及ヒ放歌等他人ノ勤学ニ妨害

トナルヘキ挙動ヲ禁ス

(略)

(前掲『例規類集上巻』、三〇九頁―三二六頁)

(27) 『明治二十年准允進退』六二頁および『第一高等学校六十年史』一六九頁。

(28) 前掲『例規類集上巻』、三三三頁―三三五頁。

(29) 前掲同書、三三二頁―三三八頁。

(30) 今泉前掲書、三四頁。

(31) 赤沼金三郎「將に第二の自治制寄宿寮を見んとするに就きて所懐を陳ぶ」『校友会雑誌』第一高等中学校友会、第八号、一八九一年六月一日、一三頁。

(32) 前掲『例規類集上巻』、三三八頁。

(33) 前掲『例規類集上巻』、三三九頁。

(34) この頃の第一高等中学校と師範学校は寄宿舎方針に関し、てかなり共通していた可能性がある。実は、師範学校の寄宿舎についても回想以外の資料が少ないが、今後、師範学校の寄宿舎に関する資料調査を進め、具体的な比較作業を行っていくことも今後の課題である。

(32) 宮坂前掲書、七七頁。

(33) 宮坂前掲書、二七頁―二八頁。なお、古荘は第一高等中学校を依願免官となった後、一八九〇年に熊本國權黨総理となり、衆議院議員、群馬県知事、三重県知事、貴族院議員などをつとめた。

(37) 『濟々覺百年史』一九八二年、六頁―七頁。

(38) 前掲『濟々覺百年史』三四頁。

(39) 前掲『濟々覺百年史』三三頁。

(40) 前掲『濟々覺百年史』三一頁。

(41) 前掲『濟々覺百年史』三四頁。

(42) ただし、古荘校長は、感化力があり、当時の生徒から人格的には慕われる一面もあつたようである(宮坂前掲書、二九頁)。

(43) 柳原極堂「子規の「下宿がへ」に就て」(『子規全集』

第十卷、講談社、一九七五年)六六一頁。

(44) 馬場前掲書、三二九頁。石井八万次郎「向陵一高寄宿舎の由来」『一高同窓会公報』第七号、一九二八年一月、二六頁―二七頁。

(45) 正岡子規「筆任勢第二編」(『子規全集』第十卷、講談社、一九七五年)、二八六頁。この史料の存在については、一八八〇年代教育史研究会例会において、谷本宗生氏より示唆を受けた。

(46) 正岡前掲書、二九〇頁。

(47) 同前掲書、二八六頁。

(48) 柳原前掲書、六六一頁。

(49) 正岡前掲書、二八五頁。

- ⁵⁰ 『生徒二関スル書類・医学部二関スル書類』（東京大学駒場博物館所蔵）、一四頁―一七頁。
- ⁵¹ 前掲『生徒二関スル書類・医学部二関スル書類』、一五頁。
- ⁵² 『東京大学百年史』通史一、東京大学、一九八四年、六三三頁―六三九頁。
- ⁵³ 八名のうち一名は、事件の際に寄宿舎に外出していたことが明らかになったため、処分は一週間で解除された。
- ⁵⁴ 菊池謙二郎「松田翁を憶ふ」『一高同窓会会報』第一一〇号、一九二九年八月、一頁。
- ⁵⁵ 赤沼前掲「将に第二の自治制寄宿寮を見んとするに就きて所懐を陳ふ」、一四頁。
- ⁵⁶ 「師範生徒自炊ノ得失」『教育時論』第一一九号、一八八八年八月五日、一〇頁。
- ⁵⁷ 生徒が中心となつて寄宿舎食堂を運営すること。生徒が直接炊事にあたらず、賄に指示することも自炊と呼ばれた。
- ⁵⁸ 「師範生徒の自炊」『教育時論』第一一七号、一八八八年、七月一五日、三〇頁。
- ⁵⁹ 今泉前掲書、三八頁。